

## アジア鑄造技術史学会 第1回 表彰審査結果

審査委員 後藤 直  
小堀孝之  
外山 潔  
横田 勝

表記表彰の審査を2010年7月～8月におこない、下記のように受賞作を決定した。また、それぞれの受賞理由を記す。

### 〔2007年度〕

研究大賞 該当なし

研究奨励賞

a) 実験・調査研究部門 該当なし

b) 若手研究者部門

丹羽崇史「中国における失蠟法の出現をめぐる学史的検討- 東アジアにおける失蠟法の出現と展開に関する研究序説(1)-」『FUSUS』1号

### 〔2008年度〕

研究大賞 該当なし

研究奨励賞

a) 実験・調査研究部門

采翠真澄「江戸時代における丈六金銅仏の鑄造について- 三重県松阪市・真楽寺銅造阿弥陀如来坐像の調査より-」『FUSUS』2号

b) 若手研究者部門

南健太郎「漢代における踏み返し鏡製作について- 日本列島出土漢鏡の観察を中心に-」『FUSUS』2号

### <受賞理由>

●丹羽崇史「中国における失蠟法の出現をめぐる学史的検討- 東アジアにおける失蠟法の出現と展開に関する研究序説(1)-」『FUSUS』1号

ながらく議論されていた中国における失蠟法（蠟型法）の始まりの問題は、1978年に発見された曾侯乙墓尊盤、浙川下寺墓地銅禁など透空状装飾をもつ複雑な形態の青銅器の検討から、春秋時代中頃に始まったと考えられるようになったが、2006年にこれらは失蠟法ではない別技術で製作されたとの見解が提起され、活発な議論が続いている。

本論文は、(1)この失蠟法に関する議論の学史的立場づけを明確にすることと、(2)議論の中で想定されている複雑な形態の青銅器製作法の比較検討、の二点を目的とし、今後の失蠟法問題の有効な検討方法の構築・東アジアにおける失蠟法技術系統の解明・文献や現代に伝わる伝統的失蠟法との比較による古代失蠟法の特質解明に備えようとする意欲作である。

本論文では、(1)失蠟法肯定、否定双方の論者の、論証の基本となる出土品の観察とそれにもとづく製作工程復元の考え方を詳しくたどり、(2)それぞれの論者間の観察結果の解釈・製作工程推定の差異を整理した上で、(3)丹羽氏の見解、すなわち「主な争点は、透空状の附飾部分の製作に失蠟法を用いたか否か」で

あり、製作実験の必要性とそれにより検討すべき課題5点を挙げる。

(1)・(2)は各論者の製作工程等の考えを詳解し、蠟型法に関する細かな解釈の違いを明確にしている点で有意義である(ただし鑄造技術的に見れば、実証面で果たして可能かどうか、実験不可能なものも含まれているのではないか)。これらをふまえた(3)の提言は、東アジアにおける失蠟法(蠟型法)の始まりと展開という鑄造技術史上の問題に、鑄造実験と考古資料の観察両面から取り組む端緒になるであろう。

#### ●采翠真澄「江戸時代における丈六金銅仏の鑄造について- 三重県松阪市・真楽寺銅造阿弥陀如来坐像の調査より-」『FUSUS』2号

三重県松阪市の真楽寺に安置される元文2年(1737)頃の作である丈六の金銅大仏の製作技術と製作過程を、像の観察と古文献より明らかにした本論文は、江戸時代の地方における大仏鑄造のあり方を考える上で、大変興味深い論考である。

論考のポイントは、像の本体を薄いパーツに分けて鑄造し、それを鉄錠で鑄からげて組み立てていること、それに対して頭部は一鑄で丁寧に作っていることであろう。前者について采翠氏は、紀州の鑄物師が、出吹きした可能性があるという指摘するが、これは江戸時代における鑄物師の活動を知るうえで興味深い指摘である。またパーツがいずれも薄いということは、本像製作にあたっての費用的な問題とも関連するのではないだろうか。地方では限られた費用の中で大仏を製作するために、様々な工夫がなされていたことを、この像は物語っているように思える。また、そうした中であっても像の最も大事な部分である頭部が一鑄で紀州の工房で製作されたという指摘も興味深い。江戸時代に限られた予算しかない地方で大仏を造る場合に、どこで経費を節減したか、またどこを重視してつくったかを考えさせる論考である。

地方で大仏鑄造する場合に独自性がどこにあるか、そしてその原因を探ることは、鑄造技術の多様性を明らかにすることにもつながるので、今後とも文献等の研究と併せての一層の研究深化が望まれる次第である。

#### ●南健太郎「漢代における踏み返し鏡製作について- 日本列島出土漢鏡の観察を中心に-」『FUSUS』2号

日本列島出土の文様不鮮明な漢鏡の成因は、使用による摩滅か鑄造欠陥かあるいは踏み返しによるとされ、それぞれの考えは鏡を通して構築される弥生時代から古墳時代への歴史像と深くかかわっているため、長期にわたる論争の主題であった。

本論は、(1)文様不鮮明な凸部に鑄肌が残存する場合は踏み返しの可能性が高いとの先行研究による基準と、(2)方格規矩鏡の凸線で区画されたT・L・V文内に「キサゲ削りの外形線のみを写し取った窪みが鑄出され」、そこにキサゲ削りが施されずに鑄肌が残る場合は踏み返しとみられる、との筆者が見いだした基準にもとづき、8面の踏み替し鏡を抽出し、第1の基準による異体字明帯鏡・虺龍文鏡・細線式獸帯鏡は踏み返しの可能性が高く、第2の基準による方格規矩鏡5面は踏み返しと見てよい、という。

踏み返しの時期は、踏み返し鏡とその原鏡の鏡式の弥生時代における時期から、原鏡製作とほぼ同じかさほど遅れないと判断し、踏み返し製作の場所は、状況証拠から中国本土または楽浪郡と推定する。

観察の結果、踏み返し判断の基準としてキサゲ削り痕の転写を発見し、方格規矩鏡5面を踏み返しと判断している点は評価できるが、不鮮明な文様凸部に鑄肌が残る3面については「可能性ある」というのは、この基準がまだ確立されていないということなのか。踏み返しと摩滅とを疑問の余地なく明瞭に区別できるのかは、さらに検証する必要があるようにも思われる。踏み返しの時期・場所についても論証のための資料が少ない。これら今後一層の検討が必要であろうが、本論は踏み返し鏡問題に新たな一歩を加えたものと評価できる。